福祉・健康

夜間・休日の当番医は

北海道救急医療情報案内センター

一般電話からは フリーダイヤル 0120・20・8699

携帯電話からは 011・221・8699

夜間急病センターの場所・診療時間

市立旭川病院2階（金星町1） TEL25・0297 午後10時～午前7時30分

旭川市医師会

介護119番（高齢者総合相談）…… TEL25・9119

介護予防高齢者補聴器購入費助成モデル事業を実施します

65歳以上の自宅で暮らしている方を対象に補聴器購入費の一部を助成します。聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に、補聴器の利用を通じて外出や地域交流を支援し、介護予防と福祉の増進を図ります。

参加申込の流れ

1. 「参加申込書」を市HPまたは総合庁舎２階14番窓口で取得（オンライン申請の場合は不要）
2. 「参加申込書」を郵送または総合庁舎２階14番窓口に提出（市HPからオンライン申請可）
3. 市の審査後、モデル事業の参加者を決定（希望者が50件を超えた場合、抽選により決定）

※助成決定前に購入した補聴器は助成対象外。
※詳細は市HPに記載。

募集期間	７／１㈪～７／31㈬（必着）
上限件数	50人（抽選）
助成金額	補聴器購入費として１人50,000円まで
助成対象者	次の要件のすべてを満たす方

①市内に住民登録がある65歳以上の方（令和６年度に65歳になる方を含む）
②自宅で生活している方（グループホームなどの施設を除く）
③身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方、かつ交付対象にならない方
④左右の耳それぞれで聴力レベルが40㏈以上の方
⑤耳鼻咽喉科医から補聴器の使用が必要と認められる方
⑥補聴器の購入前・後に市のアンケート調査に回答いただける方

注意事項 次の費用は助成対象外です
- 助成決定前に購入した補聴器の購入費
- 補聴器付属品や集音器の購入費、補聴器の修理費やメンテナンス費
- 耳鼻咽喉科の受診に係る費用（診察料、検査料、文書料など）

【詳細】長寿社会課TEL25・5273

後期高齢者医療制度の一部を変更

【詳細】国民健康保険課TEL25・8536

対象

後期高齢者医療制度加入者
- 75歳以上の方
- 65～74歳で一定の障害がある方（任意加入のため届出が必要）

均等割の判定基準の変更

均等割の判定基準が、下の表のとおり変わります。

均等割軽減割合	所得要件＝前年の所得（被保険者+世帯主）が以下の金額より低い世帯	
	令和５年度	令和６年度
７割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）
５割軽減	43万円＋（29万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）	43万円＋（29万５千円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）
２割軽減	43万円＋（53万５千円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）	43万円＋（54万５千円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）

保険料の詳細は７月に個別に送付します

被用者保険の被扶養者だった方の軽減期間

後期高齢者医療制度に加入する前まで、被用者保険（職場の健康保険等）の加入者に扶養されていた方は、同制度への加入時から２年間は均等割が５割軽減になります。
※所得割はかかりません。所得額により、均等割の軽減割合が７割になる場合があります。

令和６年度保険料の計算方法

- 均等割：被保険者が等しく負担する額 52,953円
- ＋ 所得割：被保険者本人の所得に応じて負担する額（令和５年中の所得－43万円）×11.79％
  ※賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は10.92％。
- ＝ １年間の保険料：限度額80万円（100円未満切り捨て）
  ※生年月日が昭和24年３月31日以前の方等は限度額73万円。

後期高齢者医療限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・交付

提示することで、医療機関の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の対象は、３割負担の方で一定所得額以下の方です。

また、市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。いずれも申請が必要です。現在、認定証（黄緑色）を持っていて、引き続き資格要件を満たす方には、８月から使える新しい認定証（橙色）を７月末までに送付します。

申保険証を持参し、**国民健康保険課（総合庁舎２階TEL25・8536）**

新しい国民健康保険証を７月末までに送付

８月からは新しい保険証を使ってください。

他配達情報を記録する特定記録郵便で郵送します。簡易書留での送付を希望する方は、世帯主の住所・氏名・電話番号・保険証の記号番号の他、「簡易書留希望」と記入し、はがきか封書で、６／21㈮までに国民健康保険課（総合庁舎１階）に申込みを

詳**国民健康保険課TEL25・6247**

新しい後期高齢者医療保険証を７月末までに送付

８月からは新しい保険証（水色）を使ってください。

他配達情報を記録する特定記録郵便で郵送します。簡易書留での送付を希望する方は、住所・氏名・電話番号・被保険者番号の他、「簡易書留希望」と記入し、はがきか封書で、新しい保険証が送付される予定の方は６／21㈮まで、75歳になる方は年齢到達月の前々月末日（例：12月誕生日の方は10月末日）までに国民健康保険課（総合庁舎２階）に申込みを

詳**国民健康保険課TEL25・8536**

後期高齢者医療保険料額決定通知書を７月中旬に送付

保険料額決定に当たり、所得状況の確認が必要な方には、別に申告書を送付しますので期限までに提出してください。

詳**国民健康保険課（総合庁舎２階TEL25・8536）**

介護保険料納入通知書を７月中旬に送付

対65歳以上の方

納付方法
- **特別徴収の方**＝仮徴収（４月・６月・８月に年金から保険料を引き去り）されている方は、年間保険料額から仮徴収した分を差し引いた額を10月・12月・翌年２月に振り分けて、年金から引き去り
- **普通徴収の方**＝年間の保険料を７月から翌年２月までの８回に分けて、納付書または口座振替により納付

他令和５年度の途中で保険料の段階変更等により、特別徴収（年金から引き去り）が中止になり普通徴収へ変更になった方は、引き続き７月から９月まで普通徴収、10月から特別徴収を再開する見込みです。送付される納入通知書で確認を

詳**介護保険課TEL25・5356**

心の健康に関する催し

①断酒会員による酒害相談 予約不要
日７／４㈭13：00～14：30 所総合庁舎４階
対アルコール依存や飲酒に関してお困りの方とその家族

②つむぎ会「ひきこもり親の会」 予約制
日７／９㈫13：30～15：00
所総合庁舎４階
対おおむね20～40歳代のひきこもり当事者の家族

③旭川自死遺族わかちあいの会 新規のみ予約制
日７／11㈭13：30～15：00
所市民文化会館（７の９） 対自死遺族の方

④精神科医師による心の健康に関する相談 予約制
日７／17㈬ 所総合庁舎４階
対精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族

他②～④事前に保健師の個別相談あり
申②～④**健康推進課TEL25・6364**
詳①**健康推進課TEL25・6364**

福祉・保険

国民健康保険限度額適用認定証の申請・交付

提示することで、医療機関の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。

また、市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。いずれも申請が必要です。現在、認定証を持っている方で、８月以降も認定証が必要な場合は、７／１㈪以降に改めて申請してください。

対
- 市民税課税世帯の69歳以下の方
- 市民税課税世帯（課税所得145万円以上690万円未満）の70～74歳の方
- 市民税非課税世帯の方

※市民税非課税世帯で、申請月を含む過去12か月間に91日以上入院した方は、入院期間が記載された領収書を持参すると、食事代を減額。

他保険料の滞納者には交付不可。特別な理由があると認められる場合は例外あり

申保険証を持参し、**国民健康保険課（総合庁舎１階TEL25・6247）**、各支所

重度心身障害者医療費受給者証の更新

医療費受給者証の有効期限は、７／31㈬です。現在受給中の方の資格要件を確認し、更新できる方には８月からの受給者証を、更新できない方には通知文を７月末までに送付します。

受給資格は令和５年中の所得で認定します。令和４年中の所得が基準額を超えていたため助成を受けていない方で、令和５年中の所得が基準額に満たない方は申請が必要です。

詳**国民健康保険課TEL25・8536**

健　康

風しんの抗体検査と予防接種

昭和37年４／２～同54年４／１生まれの男性に、風しんの抗体検査と予防接種（抗体検査を行い、十分に抗体がないと判定された場合）を無料で実施しています。過去にクーポン券を使用したことがない対象者には、６月中にクーポン券を送付しますので、詳細は同封の書類をご覧ください。

期限　来年２／28㈮　所厚生労働省HPに掲載

詳**保健予防課TEL25・6237**

ウイルス性肝炎医療受給者証の更新

「ウイルス性肝炎進行防止対策・核酸アナログ」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策」の各医療受給者証の有効期限が９／30㈪の方は、８／30㈮までに更新手続きが必要です。

詳**保健予防課TEL25・6237**

ダニ媒介感染症にご注意を

マダニは森林や草地などに生息し、活動が盛んになる春から秋にかけて咬まれる危険性が高くなります。ウイルスや細菌を持つマダニに咬まれると、感染症を発症することがあります。次のことに注意しましょう。

- 草地などに入るときは長袖・長ズボン・帽子・手袋を着用し、肌の露出を少なくする
- 屋外活動後は、マダニに咬まれていないか十分確認する
- マダニを寄せ付けない効果のある虫よけを、補助的に使用する

※咬まれたときは無理に取らず、皮ふ科や外科に相談しましょう。受診時には、いつ、どこで咬まれたかを医師に伝えてください。また、咬まれてから数週間程度は体調の変化に注意し、発熱等があった場合はすぐに受診してください。

詳**保健予防課TEL25・9848**

食生活改善地域講習会

内食生活改善推進員・栄養士・保健師による講話、調理実習　日７／19㈮10：00～13：00

所調理実習室（第二庁舎６階）

定30人　料500円

申**健康推進課TEL23・7816**

食事と健康展「きちんとわかる！栄養の世界～三大栄養素編」

内ポスター展示

日７／17㈬～29㈪９：00～17：00（29㈪は16：00まで）

所詳**市立旭川病院栄養給食科（金星町1TEL24・3181）**

骨髄等ドナー助成

骨髄バンク登録ドナーに対し、骨髄等提供のための通院・入院１日あたり１万円を助成します（10日を限度）。

申**保健総務課TEL25・9815**

介護保険負担割合証を発送

７月末までに、介護保険負担割合証を発送します。

負担割合は、本人の合計所得金額、世帯の年金収入、その他の合計所得金額で判定されます。

負担割合は、１割・２割・３割のいずれかです。

対事業対象者、または要支援・要介護認定を受けている方、申請中の方

詳**介護保険課TEL25・6485**

後期高齢者医療制度のお知らせ（障害認定申請について）

一定の障害のある65歳から74歳までの方は、任意で後期高齢者医療制度に加入・脱退することができます。（申請が必要）

一定の障害とは

①国民年金などの障害年金１級・２級を受給している方

②身体障害者手帳１級・２級・３級の方

③身体障害者手帳４級の方で、次のいずれかに該当される方　●音声障害　●言語障害　●下肢障害４級１号・３号・４号

④精神障害者保健福祉手帳１級・２級の方

⑤療育手帳A（重度）の方

詳**国民健康保険課TEL25・8536**

福祉タクシーチケットの申請はお済みですか

５月上旬に対象者へ申請書を郵送しています。申請がお済みでない方は内容を確認し、郵送で提出してください。申請書が届いていない方は、ご連絡ください。

対身体障害者手帳総合等級１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１・２級

他入院中の方や特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム（Ａ型）、障害者支援施設、児童福祉施設に入所中の方は対象外

助成内容　チケットの交付枚数40枚（１枚あたりの助成額は、タクシー乗車の場合500円、自動車燃料給油の場合１枚350円。どちらの用途でも利用可。）

詳**障害福祉課TEL25・9855**

緊急通報システム「ホットライン119」を利用しませんか？

１人暮らしの高齢者や重度の身体障害者等を対象に、火災や急病の緊急時に消防へ自動通報する装置の設置を推進しています。

対１人暮らしの高齢者や重度の身体障害者ほか

※貸与には条件あり。詳細は問い合わせを。

詳**市民安心課TEL74・3523**

市民後見人養成研修説明会

日７／17㈬18：00～20：00

所ときわ市民ホール（５の４）

他８／24㈯から開催予定の養成研修を受講する方は参加が必要

申**成年後見支援センターTEL23・1003、FAX23・1118**